

教育文化厚生協会たより		〒380-0838 長野市大字南長野字聖徳 593 / 7 番地 TEL : 026-237-8115 FAX : 026-234-2219 E-mail : info@kouseikyukai.com http://kouseikyukai.com
		発行 公益社団法人 長野県教育文化厚生協会
2020 年秋号	発行日 2020 年 11 月 13 日	

初のオンライン県教研開催される

長野県教育研究集会を 11 月 7 日にオンラインで開催しました。総視聴者数は約 250 名で、パブリックビューイングを職場や地域で開催したところもありました。

教育の問題点が露呈

全体講演は内田樹さん（フランス文学者、神戸女学院大学名誉教授、合気道凱風館館長）が「教育の危機、教育の未来」と題して、内田さんの自宅とつないでオンラインでお話いただきました。内田さんは「オンライン教育については考えたことがなかった。しかし今回のコロナ禍によって世界的な規模でオンライン教育にシフトしていったことは浅はかで、コロナによって、問題点が可視化されていった気がします」と述べられました。内田さんは「大学で講義している先生方の多くが『オンライン教育の方が学力が上がった』と証言している。しかし実は自分で先生を捕まえて質問できる生徒がすごく少なく、そういう積極性を持った生徒でないと、大学が持っている知的なリソースを利用できないということが分かった」と、コロナ禍があったことで「アクティブになれない子どもたちがいて、そういう子どもたちが無意識に排除されていた」という教育の問題点が露呈したことを指摘されました。



開会挨拶をする宮田弘則集会委員長（右端）
周りは、ちょっとしたテレビスタジオ

アクセスできなかった人にとっては大きなメリットも

「キャンパスをフラフラ歩いているときに、思いがけない出会いがある。知らなかったような教科をたまたま受講してみた」とか「全然聞く気がなかった授業にもの弾みについて行ってしまって、思いもかけない出会いがあることがある。部活もそう」と、内田さん自身が主宰する合気道道場『凱風館』も、ZOOM 稽古を行っていることを例に挙げながら説明されました。この ZOOM 稽古は、遠くにいる門人も視聴しているということです。そうした人が久しぶりに道場の稽古に参加したときに、そこそこ上達している姿を見るにつけ、従来であればアクセスできなかった子たちに対して、学習機会が与えられたことは大きなメリットだったと説明していただきました。



壁に映っているのが全体講演の内田さん

「とにかく、だらだらが足りない」

そして「学校には来られない、学校に来るのは辛いだけでも、家からオンラインで繋がっているのだったら、受けられる子たちがかなりいたと聞いている」とし、子どもたちがさらされている同質化圧力や同調圧力、格付けされ序列化されることが相当ストレスフルであると断じました。そして、親交の

ある京都精華大学学長のサコ先生の言葉を引き「とにかく、だらだらが足りない」と断じました。日本人が遊ぶときや非教育的な分野にまで競争を持ち込む傾向があることを挙げ、「学校教育で教師に求められる最大の資質は『機嫌がいい』ということ」と述べられました。そしてそのためにもだらだらしたりリラックスしたりすることは重要であると結論付けました。

シンポジウム「コロナ禍で見えたもの」

シンポジウムは5名のパネリスト、西澤桃子さん(古里小学校教員)、宮澤弘至さん(上田第一中学校教員)、寺尾真純さん(岩村田高校教員)、竹内ふきさん(保護者)、木村珠星さん(松本県ヶ丘高校3年生)をお迎えして、テーマ「コロナ禍で見えたもの。過去、現在、未来に向けて。」について討論をしました。続く分散会①「学びの保障を考える」、②「子どもの心のケアを考える」では視聴者を4グループに分け、新型コロナ禍の中で学校や家庭、地域の状況などを議論しました。



【アンケートに寄せられた声】

- ◆いつからか余裕がなくなって、学校の雰囲気がよくないと感じるようになりました。やはり、だらだらはたいせつなものだったのだと痛感しました。(教職員・講演会)
- ◆会場に行って話を聴いたり交流したりするのが恒例で、それができないのは残念だったが、内田さんの講演や現場の声が聞けていい教研だった。特に、毎年講演会を楽しみにしているが、今回も内田さんの話が聞けて目を開かれる思いがした。これからもその時々活躍している方の話が聞けたらありがたい。(一般・講演会)
- ◆保護者の方たちが休校中に子どもに渡される宿題に苦しんだ、生の声が聞けて良かったです。出している側の教員の声もあり、現場をこんなに苦しめた一斉臨時休校の振り返りをしない政府に改めて怒りを感じます。生徒会長の木村さんのお話に何度か出てきた、「生徒と教員がもっとコンタクトをとって」という言葉が響きました。(教職員・シンポジウム)
- ◆小中高校の先生、保護者、高校の生徒会長さんの本音が聞けて大変勉強になりました。コロナで休校になった時の子どもの実態、丁寧に聞き取って今後の教訓にする必要がありますね。学校スタンダードではもう対処できないでしょう。そういう声を大きくしていき必要がありますね。県教組の教員の労働時間調査は、NHKでも大きく取り上げられたので、現場の声を発信していく大切さを感じました。高校生の発言には大変励まされました。(一般・シンポジウム)
- ◆子どもたちの心と体のケアについて、今後も注視していきたいです。子どももだらだらしてボーッとできる時間が必要ですね。(一般・分散会)
- ◆現場にいないので発言はできなかったが、現場の取り組みや課題について意見が出され参考になった。(一般・分散会)
- ◆オンラインでしたが、大変充実していたと思います。事務局の皆様、大変お疲れ様でした。来年はお目に掛かれることを祈念しております。(一般・全体)
- ◆コロナ禍にも負けず、開催できたことに大きな意味を感じます。スタッフの皆さんに敬意を表したいと思います。(教職員・全体)

相談の窓 このコーナーでは寄せられた 主な相談事例を紹介します**相談事例①～労働日の一方的な変更～**

◇内容

コロナ緊急事態宣言を受けて、GW明けまで帰休となった。その間の賃金は全額補償されるが、再開後は休日であった土曜日を出勤日とすることが労使協議なしに進んでいる。一方的に労働日を増やすことは、労働契約法で禁止する「一方的な不利益」にあたると感じて相談。

◆回答

上記の対応を実施する場合、法的な手続きとしては、所定労働日の変更か、年単位変形労働制導入のいずれかが必要になる。所定労働日を増やす場合は個別同意か、年単位変形労働は労使協定が必要となる。いずれにせよ労使協議なしに労働条件を変更することは労基法の趣旨に反する。

相談事例②～偽装請負～

◇内容

業務委託契約でカルチャースクールの講師をしている。コロナの影響で教室が臨時休業し、その間、一切の補償がない。契約上は業務委託だが、業務内容は詳細にマニュアル化され、タイムカードによる勤怠管理もされている。実態は労働者であると日々感じており、休業手当請求の可否について相談。

◆回答

労働者性が認められる可能性が高い。ただし、労働者側から主張しなければ、違法性の立証ができないため、匿名での労基署への匿名申告は難しいと思われる。休業手当の請求が、会社に対し労働者性を主張したことになるので、書面での請求を助言。

相談事例③～内定取り消し～

◇内容

4月に内定通知を受け、7月から勤務開始予定だったが、勤務開始の直前に、コロナ禍による業績悪化を理由に内定を取り消された。相談者は今回の転職にあたり転居しており、内定取り消しによる損害は大きい。

◆回答

内定は労働契約の成立とみなされるため、解雇予告手当の請求が可能。また緊急事態宣言中の内定であれば、コロナ禍の影響について予見できたはずなので、コロナが理由であっても不当解雇に当たると考えられる。解雇予告手当だけでなく損害賠償の請求も勧めた。

相談事例④～コロナリストラ～

◇内容

コロナの影響で整理解雇の不安を感じている。コロナの影響で仕事が減少したため、また感染拡大予防として、3月から出勤人数を減らしている。休業の日数は人によって違い、相談者をはじめ、休業が多い人は整理解雇の対象にされるとの不安を感じていた。予感があたり、退職勧奨を受けるが、

雇用調整助成金の 12 月までの延長が決まったため、その時は首が繋がった。しかしリストラの不安がなくなったわけではなく退職勧奨を受けた時の対処の仕方を相談。

◆回答

退職勧奨に対しては最低でも 1 度は、きっぱりと断ることを勧める。しつこい退職勧奨は退職強要とみなされるが、きっぱり断らないと勧奨か強要かの判断ができないため。コロナリストラについては整理解雇を実施すると雇用調整助成金の受給に影響がでることがあるため、最近では自己都合退職を強要するケースも増えている。

相談事例⑤～職位変更～

◇内容

コロナ対策の名の下、パートへの身分変更を迫られている。緊急事態宣言を受けて休業。宣言解除後、複数ある事業場を順次再開しているが、全面再開はできない状況が続いている。会社は人員整理のため、月給制の正社員から時給制のパート職員へ職位変更をすすめている模様。相談者は何の説明もなく、突然呼び出され個別面談でパートへの職位変更について同意を求められた。新たな契約内容では月収がどの程度になるか示されず、契約内容と強引な手法に疑問を感じて相談。

◆回答

不利益変更なので、拒否できる。繰り返し変更を迫られれば、勧奨ではなく強要とみなされる。一度拒否するよう助言。雇用調整助成金を活用すれば、雇用は守れる。雇用調整助成金が延長されたので、強引な手法で進める必要はないと思われる。